

平成 22 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省）

制 度 名	非居住者等が受け取る振替社債の利子等の非課税化		
税 目	所得税、法人税		
要 望 の 内 容	振替社債の利子等に係る非居住者及び外国法人に対する非課税措置の導入		

新設・拡充又は延長を必要とする理由

(1) 政策目的

我が国企業が発行し、海外投資家が保有する振替社債の利子等に係る課税関係を、欧米主要国と同様に非課税とすることによって、海外投資家からの投資を呼び込み、我が国社債市場における社債の買い手の裾野を拡げ、もって我が国企業の資金調達環境の円滑化を図る。

(2) 施策の必要性

欧米主要国に比べ資金調達手段を銀行借入に大きく依存している我が国企業にとって、社債市場から直接資金調達できるようになることは、資金調達の円滑化及び多様化の観点から、極めて重要かつ効果的である。しかし、我が国社債市場は、欧米主要国に比べて、海外投資家（非居住者及び外国法人）の保有割合が極めて低く、リスクを取りにくい国内機関投資家に買い手が限られていることから、海外からの投資資金をほとんど有効に活用できておらず、国の経済規模に対する社債発行額についても欧米主要国に比べ低い水準に留まっている。特に、米国等と異なり、我が国では低格付けの社債の市場規模が極めて小さいことから、現状海外投資家の受け取る利子が非課税とされている民間国外債（海外発行の社債）を発行するだけの知名度や格付けを持たず、海外での社債発行コストを負うことができないような低格付け企業による社債発行ができない状況にある。

翻って、欧米主要国の社債市場を見ると、海外投資家の社債への投資割合は大きく、社債市場の重要な担い手となっており、かつ、これらの国々は振替社債の利子等について海外投資家に対する非課税措置を導入している点で共通している。

我が国企業の資金調達環境の円滑化を図るため、本施策の実施によって、国内社債市場においても海外投資家による投資資金を活用できる環境を促進することによって、我が国企業が発行する社債の買い手の裾野を拡げ、もって我が国企業が安定的に社債を発行することができる環境を確保することが必要である。

(3) 要望の措置の妥当性

地方債に係る海外投資家への利子非課税措置導入初年で、海外投資家による地方債の保有額は約 1.4 倍に拡大しており、振替社債についても同程度（約 1,200 億円）拡大することが見込まれる。また、企業がそれだけの規模の資金調達を社債発行により実施できることは、資金調達手法の多様化、適時適量な資金調達と投資の実行等にも資するものであり、副次的な効果も大きい。欧米主要国においては、国債や地方債のほか、社債の利子等についての海外投資家に対する利子非課税措置が既に実施され、海外投資家の資金を活用する環境が整備されており、公社債に係る投資家の裾野拡大に寄与している。本要望は、国際的なイコールフットイングを確保することにより、我が国企業の国際的に遜色のない資金調達環境を確保するための要望であり、妥当な措置である。

今回の要望に関連する事項	政策評価体系における位置付け	1. 経済産業政策 05 経営イノベーション・事業化促進 2. 対外経済政策 12 貿易投資促進
	政策の達成目標	海外投資家からの投資を呼び込むことにより社債の買い手の裾野を拡げ、国際的に遜色のない資金調達環境を確立し、もって我が国企業の資金調達環境の円滑化を図る。
	租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置
	同上の期間中の達成目標	(政策の達成目標と同じ)
	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	政策の達成状況	(新設要望)
	租税特別措置の適用実績	(新設要望)
	租税特別措置による政策の達成目標の実現状況等	(新設要望)
	前回要望時の達成目標	(新設要望)
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	(新設要望)
これまでの要望経緯		